ラムサール条約湿地候補地検討会開催要領

1. 目的

ラムサール条約においては、締約国はその領域内にある重要な湿地について条約湿地として登録し、保全を図ることが求められている。我が国は 1980年に同条約に加盟し、現在、37 箇所を条約湿地として登録している。

湿地の登録については、平成19年に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」において、「第11回締約国会議(2012(平成24)年開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10箇所増やすこと」を目標として掲げている。

これを受けて、国内において新たにラムサール条約湿地として登録するに ふさわしい候補地を科学的見地から検討する必要があることから、ラムサー ル条約湿地候補地検討会(以下「検討会」という。)を開催するものである。

2. 構成

検討会では、ラムサール条約湿地の具体的な意見が求められるため、国内 における湿地に関する分野の専門家等で構成する。

3. 検討事項

- (1) ラムサール条約湿地登録候補地の選定について
- (2) その他

4. 座長

- (1)検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討委員がその 職務を代行する。

5. 事務局

環境省の業務を請け負う団体が事務局を行う。